

Bank Pay 取引に係る電子決済等代行業者との契約内容

当社は、平成 30 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」およびそれに係る政府令等に基づき、Bank Pay 取引に関して電子決済等代行業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)と締結する契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当社と電子決済等代行業者等との賠償責任の分担に関する事項

(1) Bank Pay 取引に伴う決済電文の授受や処理、利用者情報の管理等に関して利用者に損害が生じた場合の賠償責任の分担は、次のとおりとします。

① 電子決済等代行業者のシステムの欠陥により、決済電文を処理できずまたは誤って当社に対して伝達した場合、電子決済等代行業者の管理の不備により情報漏えいが生じた場合その他の電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、当該電子決済等代行業者の負担とします。

② 電子決済等代行業者再委託者および電子決済等代行業者再委託者以外で Bank Pay 取引に係るスマートフォン用アプリケーションを提供する者(電子決済等代行業者再委託者と併せて、以下「電子決済等代行業者再委託者等」といいます。)のシステムの欠陥により、決済電文を処理できずまたは誤って電子決済等代行業者に対して伝達した場合、電子決済等代行業者再委託者等の管理の不備により情報漏えいが生じた場合その他の電子決済等代行業者再委託者等の責めに帰すべき事由により生じた損害については、当該電子決済等代行業者再委託者等の負担とします。

※「電子決済等代行業者再委託者」とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される事業者として、Bank Pay 取引に係るスマートフォン用アプリケーションを提供する者をいいます。

③ 当該損害が電子決済等代行業者と電子決済等代行業者再委託者等の双方に責めに帰すべき事由による場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を負担するものとします。

④ ①～③以外の損害については、利用者の責めに帰すべき事由による損害を除き、当社の負担とします。ただし、当社が利用者に対して補償を実施した後、日本電子決済推進機構が定める各種規約等の定めに従って、Bank Pay 加盟店または Bank Pay 加盟店銀行等に対して損害賠償請求や求償請求をすることを妨げるものではありません。

※「Bank Pay 加盟店」とは、日本電子決済推進機構が定める Bank Pay 取引に係る加盟店規約を承認し、同機構に登録された加盟店をいいます。

※「Bank Pay 加盟店銀行」とは、Bank Pay 加盟店との間で Bank Pay 取引に係る加盟店契約を締結した金融機関をいいます。

(2) (1)に基づく責任を負わないにもかかわらず、利用者に対して損害賠償をした者は、(1)に従って責任を負うべき者に対して、当該損害賠償に要した費用を求償することができるものとします。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項
 - (1) 電子決済等代行業者は、その業務に関して取得した利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令およびガイドライン等を遵守し、かつ、日本電子決済推進機構の定める規約およびガイドライン等に従って適切に取り扱い、これを安全に管理するものとします。
 - (2) 電子決済等代行業者が(1)の措置を怠った場合、当社は、日本電子決済推進機構に対し、当該電子決済等代行業者に対する報告徴求、指導、改善要求または Bank Pay 取引に係る電子決済等代行業者としての指定の取消しを求めることができるものとします。
3. 電子決済等代行業再委託者等が取得した利用者に関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項
 - (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者等がその業務に関して取得した利用者に関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のため、日本電子決済推進機構および Bank Pay 加盟店銀行を通じて、当該電子決済等代行業再委託者等に対して、次の措置を講じます。

当該電子決済等代行業再委託者等のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適切な取扱いおよび安全管理のための各種規約等の遵守状況の調査、報告の徴求、指導

- (2) 電子決済等代行業者が(1)の措置を怠った場合、当社は、日本電子決済推進機構に対し、当該電子決済等代行業者に対する報告徴求、指導、改善要求または Bank Pay 取引に係る電子決済等代行業者としての指定の取消しを求めることができるものとします。

以上